

財務省告示第二百二十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から適用する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣 野田 佳彦

第一号を次のように改める。

一 函館税関千歳税関支署

第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。